

家があったものとしての課税軽減になるという改正であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、滅失登記が行われた場合、土地は更地になるわけだが、建物が建った状態と更地になった状態では土地の固定資産の評価は違ってくるのではないかとの質疑がなされ、税務課長からは、一つは、固定資産税を課税する場合は建物の登記があるなしは全く関係ない。登記は第三者に対して対抗するものであり、一般に、建物があっても登記申請をしないものがたくさんある。市では滅失の届け出をしていただけ手だてをとっている。また、住宅が建った場合の土地の固定資産税額を算出する場合と、そこに住宅がなくなった場合では、全然違う評価になる。事例として、小規模住宅用地200平米、60.6坪以下の場合には6分の1の軽減された税額となる。仮に60坪以下の土地に建っていた住宅がなくなった場合は適用が外れるので、長井市では住宅がないものとして課税しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第55号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第1、議案第55号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫文教常任委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成23年第4回市議会定例会において文教常任委員会に付託になりました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月20日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

なお、審査に際し、事前に現地踏査を行ったところです。

それでは、議案第53号 致芳小学校校舎耐震補強・附帯改修工事(建築工事)請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結するため提案されたものです。

審査に際し、管理課長からは、同時に行う機械設備工事、電気設備工事についても、契約金額、相手方などの報告を受けました。

質疑に入り、委員からは、従前から学校の設備に関しての更新、改修の申し入れがPTAや教職員などからあったと思うが、今回の附帯改修工事においてはそのことを勘案したのかとの

質疑がなされ、管理課長からは、今回の工事の最大の目的は耐震工事であるが、工事入札前に学校、PTA関係者と意見交換をさせていただき、市としての方針、学校等からいただいた要望に対する回答をさせていただいた上で入札に付したものであるとの答弁を受けました。

また、委員からは、耐震補強の基準が震度6強以上ということだが、今回の東日本大震災程度の地震に対応できるのかとの質疑がなされ、管理課長からは、今回の耐震化は、I s値0.3以上0.7未満の建物については震度6強以上の地震で倒壊する危険性があるということから、倒壊する危険性が低いI s値0.7以上にするという文部科学省の基準にのっとり実施するものであるとの答弁を受けました。

また、委員からは、工事の概要に内部壁、天井の改修という項目があるが、これは、今回の大震災の際に天井の落下によって大きな被害が出たことを受けて耐震化という目的で行うものか。また、以前、職員室が学校の2階にあるということは防犯上問題ではないかと議会でも話題になった経緯があったが、今回の耐震化工事とともに職員室を1階に移動するという議論はなかったかとの質疑がなされ、管理課長からは、天井の素材について、軽くて落下しても被害が少なく済むようなものが研究されていると聞いているが、今回の工事では、劣化部分を把握し、補修を含めボードの張りかえをするというものであるとの答弁を受け、教育長からは、今回の耐震化工事をするに当たっては、1階に職員室を移動するということになることと構造上すべて変えなければならなくなることから、そこまでの話にはならなかったとの答弁を受けました。

さらに委員からは、地震が起きれば火事の心配があるが、子供たちの安全を考えた場合、学校に非常階段を設置することは当然のことと考える。今後はそういう部分も課題に取り組んでほしいと思うがどうかとの質疑がなされ、教育

長からは、さまざまな危険にどう対応するか、これから検討していきたいとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、指定管理者としてのがわクラブを指定するというに反対するつもりはないが、市の対応が非常に不十分と考える。収益事業について、非営利団体を指定するということがよいのか疑問に思うがどうかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、長井市パークゴルフ場は市の施設であるので、指定管理者と協議をしながら、その利益の部分でパークゴルフ場の修繕、整備をお願いしたいと考えている。相当の収益を見込める事業についても非営利団体を指定できると理解しているとの答弁を受けました。

また、委員からは、公の施設であるパークゴルフ場については、本来、パークゴルフ場として成り立つところまでの整備は市で行うべきと考える。利用料収入は市で徴収し、指定管理者には指定管理料を支払い、市が使用料収入から整備を行うのが本来の姿であると考えているが、そのような検討は行われたのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、民間企業であれ法人格を持たない団体であれ、指定管理は経営であると考えている。利用料収入が指定管理者の収益となることで会員の皆さんが頑張った分だけ利益が上がり、それが次の施設整備につながり、より多くのパークゴルフ愛好者が訪れるということになる。長井市パークゴルフ場については、このやり方が最善であると判断したとの答弁を受けました。

また、委員からは、市の施設であるのに、一般の利用料500円に対し、のがわクラブ会員だけ300円というのは正しいのか。パークゴルフ協会の会員は自動的にのがわクラブの会員になるとあるが、新規会員の会費収入だけを見込んでいるのはどういうことか。また、その点について選定委員会での質疑や議論はなかったかとの質疑がなされ、教育長からは、利用料の設定については、上限は決まっているが、その上限以下であれば受託者の裁量で決めることができるとの答弁を受け、生涯スポーツ課長からは、一般と会員の違いについて条例で設定していないことから、会員となるための会費、またその利用料について条例に明記すべきであった。選定委員会では、その点についての議論などはなかったと記憶をしているとの答弁を受けました。

また、委員からは、のがわクラブに400万円を貸し付けて施設整備のすべてを行ってもらうことになった経緯はどういうものかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、一部業務の委託ということで検討した際に、最低限度の設備、備品ということで250万円程度を試算したところであったが、のがわクラブと協議を行う中で、十分な整備を行うには最低600万円の設備投資が必要ということになった。のがわクラブで利用料収益を試算した結果400万円の借入れが限度であると判断されたことから、400万円を貸し付けることとしたとの答弁を受けました。

さらに委員からは、当初検討したとおり、市で250万円分の整備をしなかったのはなぜか。また、貸付金400万円については利用料収入で返済することになり、結果的にパークゴルフ場を利用する皆さんは施設整備のため高い利用料を支払うということになると思うが、それでよいと考えるのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、近隣の料金とほぼ変わらないことから、特に高い料金とは考えていない。

設備費250万円については一部業務委託を考えた場合に試算したものであり、指定管理者制度においては、貸し付けを行って整備をしてもらうやり方が最適であると考えたとの答弁を受けました。

また、委員からは、法人格のない団体に対して貸し付けはできるのかとの質疑がなされ、教育長からは、地方財務実務提要によると、地方公共団体が公益上の必要がある場合など特定の行政上の目的を遂行するために行う個人などに対し、法規の定めがないのに公金を貸し付けることができるかとの問いに対し、地方公共団体が特定の政策目的のために貸付金を貸し付けることは別段差し支えなく、条例の定めるところにより行うことも差し支えないが、歳入歳出予算に貸付金を経常支出することにより予算措置のみで行うことも差し支えないとの答えにのっとり貸し付けるものであるとの答弁を受けました。

さらに委員からは、のがわクラブが特定の行政上の目的を遂行するために行う個人などに該当するとはどういう考えか。また、貸し付けに対する要綱もきちんと整理しなければならないと考えるがどうかとの質疑がなされ、財政課長からは、のがわクラブは、指定管理者の選考会において、長井市で経営していくべきパークゴルフ場をかわりに指定管理者として運営する団体とされたことから、行政のかわりに目的を遂行する団体と解釈する。貸し付けは予算計上するだけでよいとなっているが、長井市では単独の補助金についてもなるべく要綱をつくって支出するとしていることから、貸付金についても要綱はつくった方がよいと考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、400万円の返済が期限内に返せなかったらどういう対応をするのか。また、市としても今後整備に対してかかわってやっていくという考えはあるかとの質疑がなされ、

+

生涯スポーツ課長からは、災害があつて収益が思惑どおりにいかないという場合などは、のがわクラブの運営状況などをお聞きしながら、返済の延長、災害に対する支援などを柔軟に対応させていただきたいという答弁を受け、教育長からは、のがわクラブは自分たちで施設整備してでも指定管理者を受託したいという強い希望があることから、施設整備について市で補助していくという考えは今のところないが、自然災害など最初の思惑どおりにいかない場合は、その都度協議して進めていきたいとの答弁を受けました。

また、委員からは、のがわクラブにはどのような技術者などがいるのか。また、同じく指定管理となっている湯るつとについて、利用者が増加しない背景、原因を把握しているかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、全国的にパークゴルフ場の設計に携わっている方、県のパークゴルフ協会指導部長の方、芝の管理に精通している方などがのがわクラブの構成メンバーに入っており、近隣パークゴルフ場から見るとスタッフには大変恵まれている。湯るつとについては、パークゴルフ場のほかにスポーツジム、温水プールを有しており、施設全体の予算の関係でパークゴルフ場にしわ寄せが来て、芝の管理などがうまくいかなかった。また、近隣パークゴルフ協会との連携が希薄で、それに伴い、大きな大会や他県からの利用者が余り望めないということが利用者が増加しない要因と考えているとの答弁を受けました。

また、委員からは、市の体育施設である長井市パークゴルフ場を指定管理としてどうするのか、基本に立ち返ってさまざまな課題について検討していただきたい。事業の内容や支援策などについて、のがわクラブと話し合いをしながら柔軟な対応をしていく考えはあるかとの質疑がなされ、教育長からは、途中経過を見ながら補助等についても検討はしたいとの答弁を受け

ました。

また、委員からは、400万円の貸付金で整備した備品などは指定管理者の持ち物であると理解してよいか。また、整備した芝刈り機などをほかのクラブに利用料を取って貸し付けるなどは自由にできるのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、基本的にのがわクラブの持ち物ということになるので、市が規制できるものではないと考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、今回の指定管理者は今までと異なるものである。今後、特にスポーツ施設については指定管理に移行していくと考える。そのときに今回のケースがベースになるという考えも生まれてくると思うが、そのことについてどう考えるか。また、市として金銭的な負担をしなかったことについて、行政としての役割、責任についてどう認識しているかとの質疑がなされ、教育長からは、今回のパークゴルフ場については、建設からのがわクラブがかかわってきたということで、特殊なケースであったと考えている。今後についてはケース・バイ・ケースであり、その時点で判断していきたい。また、今回は未完成のままで指定管理をお願いすることになるが、運営上、支障が出てきた場合は、市としても補助なども考えていかなければならないと思うとの答弁を受けました。

また、委員からは、400万円を指定管理者に貸し付けることは、のがわクラブに無理をかけることになるのではないかと心配している。途中経過を見ながら支援を検討するという答弁があつたが、どんなところをどんなふうに支援していくのかとの質疑がなされ、教育長からは、指定期間の3年間で返済していただくことが基本であると考えているが、最初の予定どおりにいなくなるような場合には、その都度協議をしながら、市としての補助金的なものを考えながら対応していきたいとの答弁を受けました。

討論に入り、委員からは、長井市パークゴル

フ場は市民愛好者の皆さんが長年待望されていた施設であり、この施設を市の体育施設として運営するに当たり、愛好者の皆さんで組織されたのがわクラブを指定管理者に指定し、管理を行っていただくことは、市民一人1スポーツ、スポーツ機会の充実に大いに寄与するものと考えられる。施設の管理運営に関して、災害時の対応、対策の考え方については市も責任を持って協議をしていく。貸付金に対しては柔軟な対応を考えるとの答弁を受けた。また、指定管理者の施設管理については、十分な体制がとられていることも確認できた。今後は、指定管理者と市の立場、役割をしっかりと認識、整備していただくよう要望し、本案に賛成であるとの意見が出されました。

また、委員からは、のがわクラブはパークゴルフ場に関するノウハウ、熱意を十分持つておられ、管理に何ら問題があるということではなく、むしろ管理を任せるには最適な団体であると十分承知をしている。しかし、長井市の公の施設、体育施設に対する整備はあくまでも行政が主体的に行うべきであり、それを指定管理者に任せるということであれば、今後の指定管理者のあり方に大きな影響を与えると考える。また、400万円を貸し付けて指定管理者が整備する整備費は、利用者、いわゆる受益者が負担するということになり、長井市として一人1スポーツを推進するという役割を果たしていないと言わざるを得ない。市で主体的に進めてきたところが見えない、あるいは選定委員会も含めてきちんとした検討をしてこなかったのではないかと思わざるを得ない状況である。長井市としてやるべきことをやっていないという視点から、この議案に反対であるとの意見が出されました。

さらに委員からは、この議案は未成熟のままに出されたということは強く感じる。しかし、長井市民にこのパークゴルフ場を一日も早く、一年でも早く、健康づくり、仲間づくりに利用

してもらえたら幸いであると考え、そして、市で管理しなければならないとなった場合、指定管理者のようによく状況をすることは困難であると考え、この議案に賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 今、文教常任委員長の報告を聞かせていただきましたが、委員長に少しお尋ねをしたいことがありますので、お願いを申し上げます。

報告の中でたびたび、例えば教育長からは未完成なままで指定管理をお願いすることになるとか、あと委員の中からも未成熟なままに出されたというふうな報告があったわけですが、これについて、さらに事務方からの説明が補足としてあたり整理なされた経過があったのかどうか、お尋ねをします。

○蒲生光男議長 高橋孝夫委員長。

○高橋孝夫文教常任委員長 お答えを申し上げますが、言葉的に、未成熟あるいは未完成のまま指定管理者を受ける、あるいは出すという話はございましたけれども、どこが具体的にどういうふうに未成熟で未熟なのかという議論までは発展をいたしませんでしたし、その旨を事務局から、いわゆる生涯スポーツ課長から具体的に求めるという質疑もございませんでした。

○蒲生光男議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 それで、もう1点、市が指定管理者になられるであろうのがわクラブに対して400万円を貸し付けをしながら運営を委任するというふうなことで提案をなされた案件

の討論なり質疑の中で、指摘さまざまあったように報告受けましたが、例えば400万円の貸し付けがなかった場合の運営についての議論なり質疑なりがあられたかどうか、お尋ねを申し上げます。

○蒲生光男議長 高橋孝夫委員長。

○高橋孝夫文教常任委員長 お答えをいたします。

400万円の貸し付けがなかった場合どういうふうな運営をしていくのだという議論は、なかったと記憶をしています。ただ、報告でも申し上げましたけれども、やりとりの中では250万円の分での整備を図れないかという、そういうやりとりはあったということだけ申し上げておきたいと思います。

○蒲生光男議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 先般の予算特別委員会においても、いろいろ議論、討論をしながら特別委員会の中では全員一致で貸し付けについて修正案が出たというふうなことを考えますと、私は不勉強なので、議事運営についてふなれですので議長の判断もお願いをしたいわけですが、審議中にこうした提案された議案に対しての事態が変わってきたというふうなことについて、一事不再議というふうなことについては可能なかどうか、あと、委員会として一たん結果を出されたということについて、事情変更の原則にのっとって再審査なり再討議がなされることが可能なかどうか、これについて委員長からお尋ねをしたいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

○蒲生光男議長 小関秀一議員に申し上げますけれども、文教常任委員会の中でのやりとりの事実についてのみお尋ねください。それ以外の委員長の見解であるとか私的な見解は、この際の質疑に当たりませんので、そのようにお願いしたいと思います。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第53号 致芳小学校校舎耐震補強・附帯改修工事（建築工事）請負契約の締結について及び日程第3、議案第54号 指定管理者の指定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第53号 致芳小学校校舎耐震補強・附帯改修工事（建築工事）請負契約の締結についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第53号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第54号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議案第54号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助産業・建設常任委員長。

(小関勝助産業・建設常任委員長登壇)

○小関勝助産業・建設常任委員長 おはようございます。